



2021メーデーでアピールする各単組の仲間

く人の割合は、09年7・  
人で働いています。最低賃金の全国  
平均の1・1倍以下で働いています。  
かでも日本だけが賃金が上がらない状態が続いていることを表しています。  
す。OECD加盟国の中でも日本だけが賃金が上がらない状態が続いていることを表していま  
います。

ます。今までに新自由主義政策を推しすすめようとしています。国民のい  
いふべきことは、年金改定、いのちとくらしと地域を守るためにも、このよ  
うな政策を抜本的に転換させなければなりません。



浅野龍一書記長

いのちとくらしと地域を守るためには、何よりも労働者の賃上げと拡充、憲法を守ることなどを中心に要求に沿えたたかいます。「労働組合の仲間を増やし、団結を強めること」でこそすべての労働者の賃上げ・雇用安定でいのちとくらしと地域を守るためになります。

新自由主義は、国役割を縮小し、企業の税負担などを軽減して市場での経済活動を最優先させる立場です。コロナ禍により、新自由主義の限界・破綻が明らかになつたにもかかわらず、岸田首相は新自由主義政策に固執しています。「新し

い資本主義の実現」「成長と分配の好循環」を掲げていますが、その実体はデフレ脱却に失敗した「アベノミクス」を継続するものであり、「成長戦略」として挙げているものは財界・大企業言いなりの従来の自公政権の延長線上にある政策でしかありません。

今夏のコロナ感染爆発によって、自宅療養を余儀なくされた者がピーク時に13万人に上る非常事態となりました。これは新自由主義政策により保健所や公的病院等の削減・統廃合がすすめられ、医療体制が弱体化した結果です。コロナ禍の痛みは、非正規労働者や女性、若者に集中しました。特に非正規労働者は2020年7月にマイナス131万人となり、その後100万人弱の減少が続きました。この数字は、非正規労働者が企業の雇用調整の犠牲となっていることを表しています。OECO加盟国の中でも日本だけが賃金が上がらない状態が続いていることを表しています。

一方で、コロナ禍は大儲けを続けています。大企業（資本金10億円以上）は、日銀の金融緩和策を背景に利益を238兆円から241兆円へとう3兆円も増やします。大企業・富裕層は大儲けを続けています。内部留保は2020年度末で466・8兆円にも膨れ上がっています。大企業・富裕層の負担軽減と引き換えに、格差と貧困がさらに拡大しています。

日本社会がこのような深刻な状況に陥っているのは、コロナの猛威だけではなく、新自由主義政策によって積み重なった社会の脆弱さが一挙にあふれ出た人災にもよるものであります。岸田首相は、コロナ失政の反省もないまま、いま以上に新自由主義政策を推しすすめようとしています。

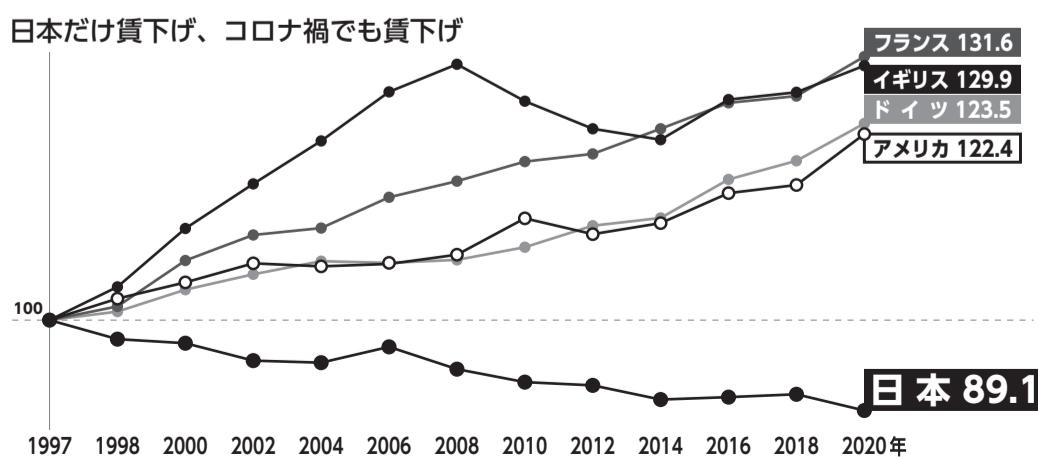
国公労連が22春闘をたかうにあたって大切にしたいのは、広範な労働者・国民と共闘・連帯する

実質要求を民間労働者や労働組合の側から積極的にアプローチしていくこ

とが重要です。

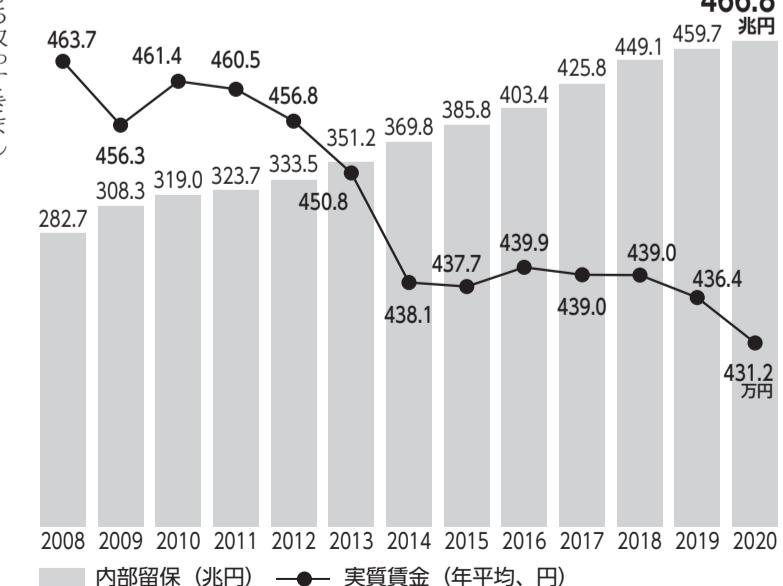
22春闘では、要求書の提出・交渉や機関紙の発行・配布、職場集会など日常活動やすべての組員が何らかの行動に参加する「ひとり一行動」を実践し、これらのとりくみと一体で多くの仲間を労働組合に迎え入れていま

す。そこにいたかいの展望は見つか



[出所] OECD.stat の「Hourly Earnings (MEI)」と「消費者物価指数 (CPI)」から実質賃金を算出し1997年を100とした場合の推移

コロナ禍でも大企業の内部留保は7兆円増 労働者の実質賃金は5万2千円マイナス



内部留保は財務省「法人企業統計」から金融・保険業を含む資本金10億円以上の大企業の推移。実質賃金は厚生省「毎月勤労統計調査」の実質賃金(年度)を国税庁「民間給与実態統計調査」の2019年の年間平均賃金(436.4万円)を起点に実額化した数字

# 2022年春闘の基本方針

ポイント

## 1 すべての労働者の賃上げと雇用の確保をめざす

### 労働者の犠牲の上に富独占する大企業の社会的責任を追及しよう

2020年度の国内総生産(GDP)は前年度比4・6%減となっています。この下落幅はリーマンショック期の08年度の3・6%を上回り戦後最大です。その最大の原因是コロナ不況で低賃金が続き個人消費が低迷していることによるものです。日本経済の回復・活性化においてはGDPの5割を超える個人消費を増やすことが不可欠であり、最低賃金の引き上げ、生産改善ができる賃上げ・底上げをほかしていくことが必要です。

落ち込んだ経済状況を開する唯一の方法は労働者・国民の所得を増やし、消費を喚起することによって景気回復をめざす国民

春闘に結集し、国公別労働組合としての責務を果たします。今年の最低賃金は28円(昨年9,02円)となり、全国加重平均で930円(昨年9,02円)となりました。公労連のデータによると361の市町村で賃割れとなっていました。公務員は最賃法が

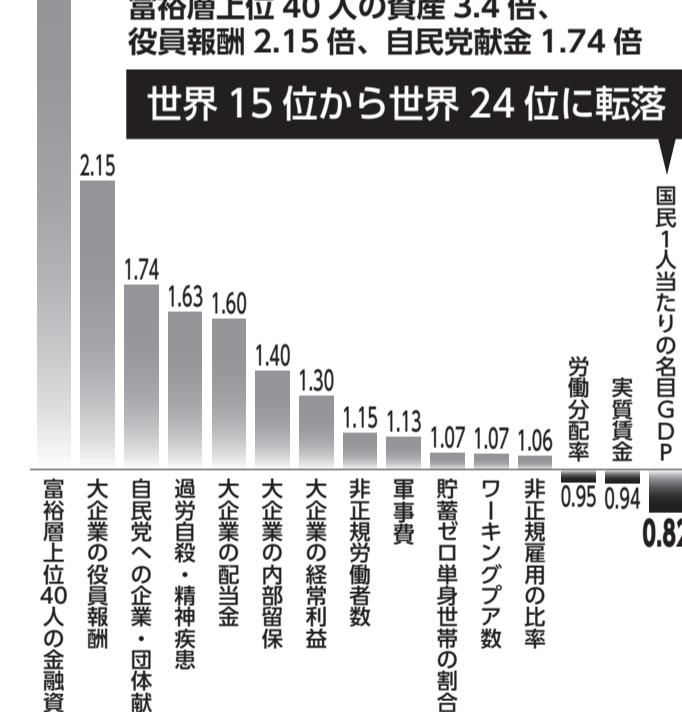
適用されないとほいえ、国が最賃法の趣旨に反した運用を続けています。政府は22年6月の賞与当分を22年6月の賞与から減額調整することとしています。政府内にも国家公務員の給与決定が日本経済へ与えられています。政府内でも国家公務員の給与も減額されることになります。職場段階においては2月7日の週を週間に設定し、すべての職場で所属長に要請を出し、たたかいでスタートさせます。

岸田政権が提唱する「新しい資本主義の実現」「成長と分配による好循環」という詭弁に抗し、富の再配分機能の強化、内部留保の取り崩しや課税によりその社会への還元をめざす宣伝行動を展開します。労働者・国民の確保で、生活改善と景気回復をめざす国民

春闘に結集し、国公別労働組合としての責務を果たします。今年の最低賃金は28円(昨年9,02円)となり、全国加重平均で930円(昨年9,02円)となりました。公労連のデータによると361の市町村で賃割れとなっていました。公務員は最賃法が

富裕層・大企業・自民党に富が集中労働者には賃下げ・貧困・過労死

安倍政権発足前の2012年を「1」とした場合の2020年および直近データの指標(出典は別表)



富裕層・大企業・自民党に富が集中、労働者には賃下げ・貧困・過労死 出所と統計数字

項目	2012年	2020年(直近データ)	2012年を1とした場合の2020年の数字	出典 (※「2012→2020年」と異なる場合のみ年数を表記)
富裕層上位40人の金融資産	7兆6605億円	26兆490億円	3.40	フォーブス誌長者番付(2012→2021年)
大企業の役員報酬(報酬1億円以上)	508億3000万円	1,092億9800万円	2.15	東京商工リサーチ調査(2013→2021年3月期決算)
自民党への企業・団体献金	13億7171万円	23億8294万円	1.74	総務省「政治資金収支報告」
過労自殺・精神疾患(労災請求件数)	1,257	2,051	1.63	厚労省「過労死等の労災補償状況」
大企業の配当金	9兆6217億円	15兆3980億円	1.60	財務省「法人企業統計」(資本金10億円以上の大企業、年度)
大企業の内部留保	333兆4938億円	466兆7772億円	1.40	財務省「法人企業統計」(資本金10億円以上の大企業、年度)
大企業の経常利益	35兆9409億円	46兆58100億円	1.30	財務省「法人企業統計」(資本金10億円以上の大企業、年度)
非正規労働者数	1,816万人	2,090万人	1.15	総務省「労働力調査」
軍事費	4兆7138億円	5兆3422億円	1.13	財務省データ(2012→2021年度)
貯蓄ゼロ世帯の割合(単身世帯)	33.8%	36.2%	1.07	金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」
ワーキングプア(年収200万円以下)	1,090万人	1,164.6万人	1.07	国税庁「民間給与実態統計調査」
非正規雇用の比率	35.2%	37.2%	1.06	総務省「労働力調査」
労働分配率	59.5%	56.7%	0.95	財務省「法人企業統計」(金融・保険除く資本金10億円以上の大企業、年度)
実質賃金(年額換算)	456万8081円	431万1580円	0.94	厚生労働省「毎月勤労統計調査」(年度)
国民1人当たりの名目GDP	48,633ドル(世界15位)	40,089ドル(世界24位)	0.82	IMFのGDP統計世界ランキング

## 2 国民本位の行財政・司法の確立をめざす

### 国民の命と暮らし脅かす公共サービス削減

### 総人件費削減を許さず行政体制の拡充へ

コロナ感染や大規模災害で、行政体制の脆弱化が浮き彫りになり

役割や行政体制拡充の必要性とともに、それを阻害している定員管

公務員の増員署名を両輪の要請を行なっています。したがって、2月を中心とした議員会議院議員への要請行動」にすべての地元選出議員へ

紹介議員にはなれないといつても私たちの主張に理解を示す議員も増えています。したがって、2月を中心とした議員会議院議員への要請行動」にすべての地元選出議員へ

富裕層・大企業・自民党に富が集中労働者には賃下げ・貧困・過労死

4 公務労働者の労働条件改善をめざすたたかい非常勤職員・高齢期職員の処遇改善超勤縮減・ハラスメント対策の強化を

人事評価制度の運用上の諸問題を解消するよう、政府・人事院・各府省局への追及を強化します。

の上限規制がスタートしました。19年度から超過勤務の指摘があります。むけて、政府がすすめている客観的な勤務時間管理の実態を把握し、職場実態に合った適正な運用を追及します。窓口受付時間の制度化、インターバル規

期において、国公労局に追及します。あらゆるハラスメントの根絶にむけて政府・人事院への追及を進めます。また、春闘局に追及します。

ハラスメント対策

コロナ感染や大規模災害で、行政体制の脆弱化が浮き彫りになり

役割や行政体制拡充の必要性とともに、それを阻害している定員管

公務員の増員署名を両輪の要請を行なっています。したがって、2月を中心とした議員会議院議員への要請行動」にすべての地元選出議員へ

紹介議員にはなれないといつても私たちの主張に理解を示す議員も増えています。したがって、2月を中心とした議員会議院議員への要請行動」にすべての地元選出議員へ

富裕層・大企業・自民党に富が集中労働者には賃下げ・貧困・過労死

4 公務労働者の労働条件改善をめざすたたかい非常勤職員・高齢期職員の処遇改善超勤縮減・ハラスメント対策の強化を

人事評価制度の運用上の諸問題を解消するよう、政府・人事院・各府省局への追及を強化します。

の上限規制がスタートしました。19年度から超過勤務の指摘があります。むけて、政府がすすめている客観的な勤務時間管理の実態を把握し、職場実態に合った適正な運用を追及します。窓口受付時間の制度化、インターバル規

期において、国公労局に追及します。あらゆるハラスメントの根絶にむけて政府・人事院への追及を進めます。また、春闘局に追及します。

ハラスメント対策



## 2022春闘の主な行動展開図 2021年12月10日現在

1月	中旬 第208回通常国会 6日(木) 国民春闘共闘 新春宣伝行動 13日(木) 国公労連中央闘争委員会 13日(木) 春闘闘争宣言行動(経団連包囲行動) 24日(月)(全) 第62回評議員会(～25日(火)) 26日(水)(公) 公務労組連絡会第62回・公務部会第28回臨時総会 26日(水) 2022年国民春闘共闘 春闘総決起集会(東京)	地域総行動
	上旬 2022年春闘国公労連統一要求書提出 6日(日) いのちくらしまる2.6ローカル・ビッグアクション 7日(月) 第1波全国統一行動週間(～11日(金))(春闘要求提出) 9日(水)(全) 春の組織拡大交流集会(～10日(木)) 15日(火) ディーセントワーク宣伝 19日(土) 春の国公青年セミナー2022 26日(土) 国公女性協 春の全国代表委員会(予定) 26日(土)(全) 青年部春闘企画	
	1日(火) 3・1ビキニデー 2日(水) 中央行動、議員会館一斉要請行動 9日(水) 集中回答日 春闘要求中間回答日(政府・人事院) 10日(木) ストライキ等統一行動日、第2波全国統一行動日 11日(金) 重税反対行動 15日(火) ディーセントワーク宣伝 23日(水) 春闘要求最終回答日(政府・人事院)	
	上中旬 2022年船舶総行動 中旬 国民のための財務・金融行政を求める共同行動 15日(金) ディーセントワーク宣伝 19日(火) 19日行動 22日(金) 第158回拡大中央委員会 22日(金) これからの国公労運動を考える全国会議(～23日(土))	
	1日(日) 第93回メーデー 3日(火) 憲法集会 6日(金) 国民平和大行進スタート 11日(水) 中央行動 15日(日) ディーセントワーク宣伝 19日(木) 19日行動 22日(日) 国公労連 沖縄支援連帯行動(～24日(火))(予定)	
	上中旬 第51回国公女性交流集会 15日(水) ディーセントワーク宣伝	
		組織拡大強化月間
		(全)憲法闘争強化月間
		国公労連第35回労働学校

# 大幅賃上げでコロナ禍打開を

国公労連は22年春闘の賃金要求案を「要求・組織アンケート」結果(11月30日現在)と労連・国民春闘共闘の賃上げを踏まえて月額2万1千円(5.2%)以上で提起し、職場で討議することとしています。

アンケートでは生活感について、49.4%が「生活が苦しい」としており、昨年と同水準となっています。また、階層別では年齢が高くなる

感について、49.4%が「生活が苦しい」としており、昨年と同水準となりました。また、階層別では年齢が高くなる

労働条件改善も困難です。だからこそ、22年春闘で、良共同のとりくみをすすめていくことが重要になっています。アンケートでは年齢が高くなる

ことが必要だと多方面から指摘されています。民間企業においては、十分ではないものの、年末一時金が前年比でプラスと

なる状況も生まれています。22年春闘では、貰下げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

り、生活改善できる貰上げのスパイアルを断ち切

## 2022年国公労連統一要求書(案) 抜粋・要約

### 1 賃金・昇格等の改善について

- (1) 国家公務員の賃金を月額21,000円(5.2%)以上(行政職(一))引き上げること。
- (2) 非常勤職員の時給を250円以上引き上げること。
- (3) 行政職(一)一般職高卒初任給(1級5号俸)を191,700円、一般職大卒初任給(1級25号俸)を223,300円に引き上げること。
- (4) 非常勤職員の賃金は行政職(一)1級5号俸を基礎として、学歴、経験年数及び職務内容等の要素を考慮して決定すること。
- (5) 公務職場において時給1,500円未満の労働者をなくすこと。
- (6) 高齢層の給与抑制措置を取りやめること。
- (7) 地域間格差と世代間格差を解消すること。
- (8) 一時金の支給月数を引き上げ、改善部分をすべて期末手当にあてること。
- (9) 退職手当は、公務の特殊性に見合った制度・水準に改善すること。
- (10) 職員に自己負担を生じさせないよう通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。

### 2 非常勤職員制度の抜本改善について

- (1) 非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等・均衡待遇などをはかる法制度を整備すること。
- (2) 恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。
- (3) 労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。
- (4) 一律的・一方的な「雇い止め」は禁止すること。
- (5) 期間業務職員の更新に係る公募要件は、撤廃すること。
- (6) 職務給の原則、同一価値労働同一賃金を基本とする均等・均衡待遇を確立すること。
- (7) 休暇制度について、不合理な相違を解消して、常勤職員と同等の制度とすること。

### 3 高齢層雇用について

- (1) 大幅増員で長時間過密労働を解消するとともに、職員が生涯にわたって健康で意欲をもって働き続けられる職場環境の整備に努めること。
- (2) 再任用職員の賃金水準を大幅に引き上げるとともに、常勤職員と同様の生活関連手当等を支給すること。また、定年退職前に残った年次有給休暇を再任用となても使用できることようにすること。
- (3) 再任用制度について、定員・定数の確保をはじめ、希望者全員のフルタイム任用を保障すること。

### 4 定年延長について

- (1) 60歳を超える職員の賃金については、年齢等による差別は行わず、従事する職務の内容・職責、及び蓄積された知識・能力・経験にふさわしいものとすること。
- (2) 60歳以前の賃金については、現行水準を維持・改善すること。
- (3) 役職定年制については、画一的な導入は行わず、職場実態を踏まえた運用を可能とする制度とすること。
- (4) 定年年齢を段階的に引き上げていくにあたって、必要な定員を確保すること。

### 5 労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について

- (1) 所定勤務時間を「1日7時間、週35時間」に短縮すること。また、窓口取扱時間を設定すること。
- (2) 客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払い残業を根絶すること。
- (3) 超過勤務の上限は月45時間、年間360時間とし、その徹底をはかること。
- (4) 連続勤務時間を短縮し、勤務間隔を11時間以上確保すること。
- (5) インフルエンザなどによる学校保健安全法にもとづく出席停止に対応するための休暇を新設すること。
- (6) 国家公務員宿舎使用料を引き下げ、必要な公務員宿舎を確保するよう措置すること。
- (7) 移転料等の申請手続きを簡素化し、速やかに支給すること。
- (8) 災害時において宿泊や通勤手段・経路の変更等が生じた場合への必要な措置を講じること。また、職員の出退勤において特別休暇等が柔軟に運用できるようにすること。
- (9) 職員一人あたりの執務スペースの拡充やバリアフリー設備の充実、相談しやすい環境など障がいを持つ職員も含めた働きやすい職場環境を整備すること。
- (10) 性的マイノリティの職員や行政利用者への偏見や差別を防ぐために必要な措置を講じること。

### 6 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

- (1) 憲法28条の原則に立った基本的人権として、ILO勧告など国際基準にそった労働基本権の全面的な回復を実現すること。
- (2) 内閣人事局を廃止するとともに、新たな人事行政機関を設置すること。
- (3) 幹部職員等の人事については、中立した第三者機関が担う制度とすること。
- (4) 政治と官の疑惑については、真相解明と再発防止策を確立する仕組みを整備すること。
- (5) 情報公開や公文書管理の運用にあたっては、第三者機関を設置すること。

### 7 定員管理等に関する要求書

- (1) 総定員法を廃止するとともに、「定員合理化計画」を撤回し、必要な要員を確保すること。
- (2) 障害者および障害者を支援する者について、必要な定員・予算を確保すること。
- (3) 行(二)職の不補充政策を撤廃すること。

### 8 両立支援制度の拡充、男女平等・共同参画の推進について

- (1) 両立支援制度について、拡充すること。
- (2) 男女平等・共同参画を推進すること。

### 9 健康・安全確保、母性保護等について

- (1) 感染症防止対策を十全に講じること。
- (2) パワーハラスメント防止にむけた人事院規則の徹底をするとともに、すべてのハラスメント根絶にむけて体制確保をはじめ具体的な対策を講じること。
- (3) 母性保護のために必要な措置を講じること。

### 10 独立行政法人制度等について

- (1) 事業の安定性と継続性を保障する財政的措置を講じること。
- (2) 労使自治による賃金・労働条件決定を保障し、政府は不当な介入を行わないこと。
- (3) 有期雇用職員の無期転換権や同一労働同一賃金ガイドラインに基づく均等待遇を保障する予算を確保すること。